## うらやすししゅわげんごとうじょうれい

# 浦安市手話言語等条例

平成30年10月1日に「浦安市手話言語等の理解及び普及の促進に関する条例」が施行されます。 手話は言語です。聴覚障がい者と手話等について理解し、全ての市民が心豊かに共生することが できる地域社会を目指しましょう。

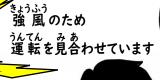
 ちょうかく しょう
 がいけん

 聴 覚の障がいは、外見では見分けづらい障がいです





うし くるま してんしゃ ちか 後ろから 車 や自転車が近づいても、 来る音やクラクション、ベルに き気づかない場合があります。 スピードを落として、ぶつからないよう に走 行しましょう。











#### うらゃすししゅわげんごとうじょうれい 浦安市手話言語等条例のポイント

## 基本理念

- 手話は、日本語と同様に言語であり、 しかくてき ひょうげん げんご 視覚的に表現する言語です。
- 手話への理解の促進と普及を図ります。
- ろう者や中途失聴者、難聴者等の 5ょうかくしょう しゃ りかい はか 聴覚 障がい者への理解を図ります。
- 手話や筆談等でコミュニケーションを
  はか かんきょう ととのえます
  図れる環境を整えます。

#### し み ん ゃくわり 市 民 の 役 割

- 手話や聴覚の障がいについての理解を ふかめ しゅわ ひっだんなど ふきゅう きょうりょく 深め、手話や筆談等の普及に協力 するようにします。
- 手話等の知識がある人は、手話等の普及 のために協力します。

#### 市の責務

- 手話や筆談等の理解や普及を進め、手話 など しょう なんきょう ととの 等を使用しやすい環境を整えます。
- がっこうきょういく ば がくしゅう きかい しゅわなど
   学校教育の場で学習の機会と手話等
   に親しむ環境を整えます。

しゅりなど かん がくしゅう でかい ていきょう (手話等に関する学習の機会の提供、 じどう せいと きょうしょくいんなど にちじょうてき しゅか 児童・生徒・教職員等が日常的に手話 かんきょうづく おこな きに親しむための環境作りを行う。)

## 事業者の役割

- 聴覚に障がいがある人が利用しやすい サービスを提供するようにします。
- 雇用主は、手話や筆談等の使用に対して はいりょ 配慮するようにします。



よろしくお願いします



元気



ありがとう



ったし ことば じぶん きも かんが あいて った 私 たちは言葉によって自分の気持ちや 考 えを相手に伝えます。

ろう者をはじめとする 聴 覚 に 障 がいがある人は、手話や筆談等で相手に気持ちや 考 えを 伝えます。

たし しゅわ げんご ひと しゅわ ひつだん 私 たちは、手話が言語であることをしっかりと知り、 聴 覚 に 障 がいがある人と手話や筆談 など りかい すべ しみん こころゆた とも く ちいきしゃかい じつげん ちについて理解し、全ての市民が 心 豊かに共に暮らすことができる地域社会を実現します。

【問合せ】 浦安市役所 障がい福祉課 FAX:047-355-1294 TEL:047-712-6394

Email: syougaifukushi@city.urayasu.lg.jp



